

水上村公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月（令和 5 年 3 月改訂）

水上村

I.本計画の概要

1 背景・目的

わが国では、高度経済成長期に集中的に建設された公共施設や道路、橋などのインフラの老朽化が進み、現在、建替えや修繕する時期を迎えています。

本村では、これまで住民ニーズに対応して施設建設を進めてきましたが、時間の経過とともに公共施設の老朽化が進み、計画的な更新・改修が必要となっています。さらに昨今の厳しい経済情勢の中で、今後少子高齢化等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されます。早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、本村では公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための「公共施設等総合管理計画（以下、本計画という。）」を策定することとしました。また、令和4年4月1日には総務省の通知「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂等について」が示され、令和4年度以降も、総合管理計画の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、総合管理計画について不断の見直しを実施し、充実させていくための指針の改訂が加えられています。本村においても長期的な視点をもって公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等の施策を計画的に行うことが必要であり、本計画を改訂することで、財政負担の軽減・平準化や行政サービスの水準の確保に向けた取り組みを実現します。

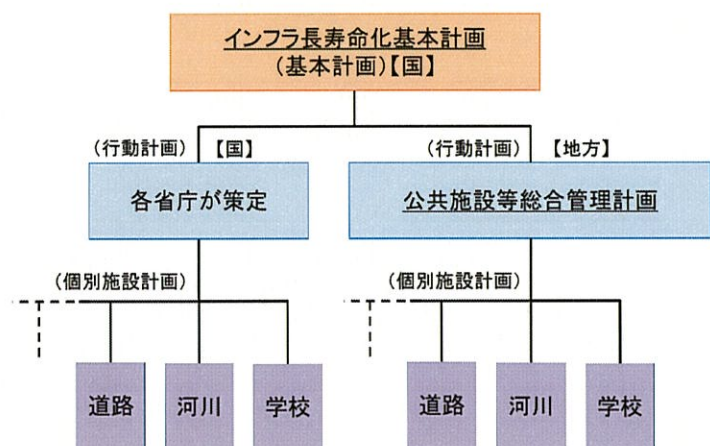
【公共施設等総合管理計画の策定要請】（平成26年4月22日総務大臣通知）

地方公共団体が所有する公共施設等の全体の状況を把握し、当該地方公共団体を取り巻く現況及び将来の見通しを分析するとともに、これを踏まえた公共施設等の管理の基本的な方針を定めることを内容とする計画を定めるよう国から要請されています。

計画のポイント

- ① 10年以上の長期にわたる計画とする。
- ② ハコモノに限らず、所有するすべての公共施設等を対象とする。
- ③ 更新・統廃合・長寿命化など、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を記載する。

計画の位置づけ



Ⅱ.公共施設等の現況及び将来の見通し

1 対象施設

本計画では村が所有するすべての施設を対象とし、公共建築物、インフラ施設の2つに分類し整理します。さらに、公共建築物は機能別に12に分類し、インフラ施設は、道路、橋りょう、上水道施設、下水道施設に分類し整理します。

対象とする施設用途分類（機能別分類）

類型区分	施設用途区分	主な施設
公共建築物	村民文化系施設	地域交流センター、集会所、公民館、石倉交流施設
	社会教育系施設	郷土文化保存伝習施設
	スポーツ・レクリエーション系施設	武道場、体育館、ダム水景施設、市房山キャンプ場、高城ログハウス、市房ダムカヌー館、温泉施設
	産業系施設	農産物加工処理施設、桜工房等
	学校教育系施設	小学校、中学校、学校給食共同調理場
	子育て支援施設	保育所
	保健・福祉施設	保健センター、高齢者生活福祉センター
	医療施設	行政系施設
	行政系施設	役場庁舎、詰所兼ポンプ倉庫
	公営住宅	村営住宅
	公園	公園
	その他	教職員住宅、医師住宅
インフラ施設	道路	1級、2級、その他村道、林道
	橋りょう	PC橋、RC橋、鋼橋等
	上水道施設	管きょ、浄水場、配水池等
	下水道施設	管きょ、ポンプ場等

2 公共施設等の状況

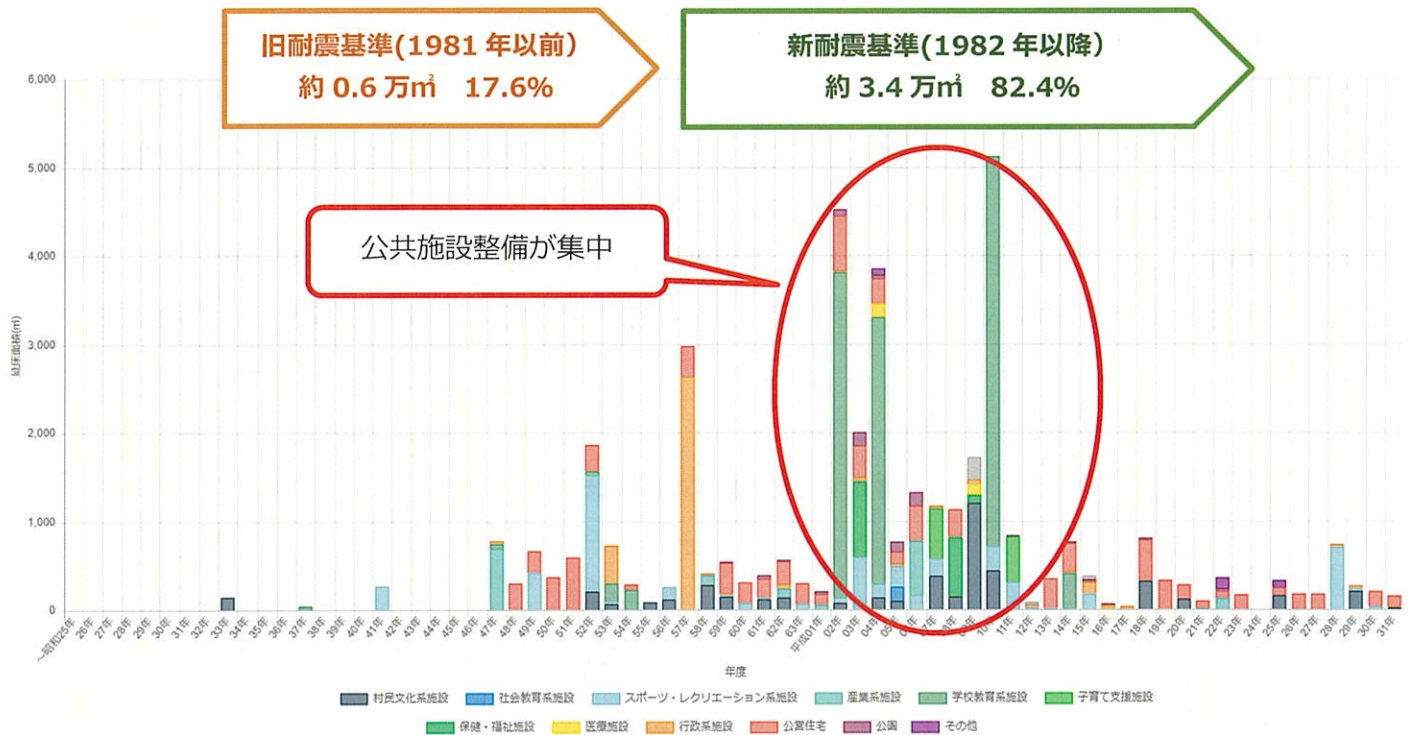
(1) 公共建築物の保有量（令和2年度末時点）

施設区分ごとの延床面積は以下の通りです。

本村における施設のうち、延床面積割合でみると、学校教育系施設が約30%を占めており、次いで公営住宅が約21%を占めています。

連番	施設用途区分	延床面積(m ²)	面積割合(%)
1	村民文化系施設	4,507.12	11.3
2	社会教育系施設	160.90	0.4
3	スポーツ・レクリエーション系施設	5,264.50	13.2
4	産業系施設	1,705.76	4.3
5	学校教育系施設	12,079.20	30.4
6	子育て支援施設	1,085.00	2.7
7	保健・福祉施設	1,621.53	4.1
8	医療施設	268.00	0.7
9	行政系施設	3,690.11	9.3
10	公営住宅	8,345.96	21.0
11	公園	739.01	1.9
12	その他	276.27	0.7
合 計		39,743.36 m ²	100.0%

本村の公共建築物を建築年別の面積をみると、1970年代から徐々に整備され続けており、1990年代に入ると、学校教育系施設の建築が続いています。旧耐震基準の施設は、全体の約17.6%を占めています。建築後30年を超える施設は、一般的に大規模改修が必要と言われており、本村では約40.9%を占めているため、当該施設の老朽化が懸念されます。



(2) インフラ施設の保有量（令和 2 年度末時点）

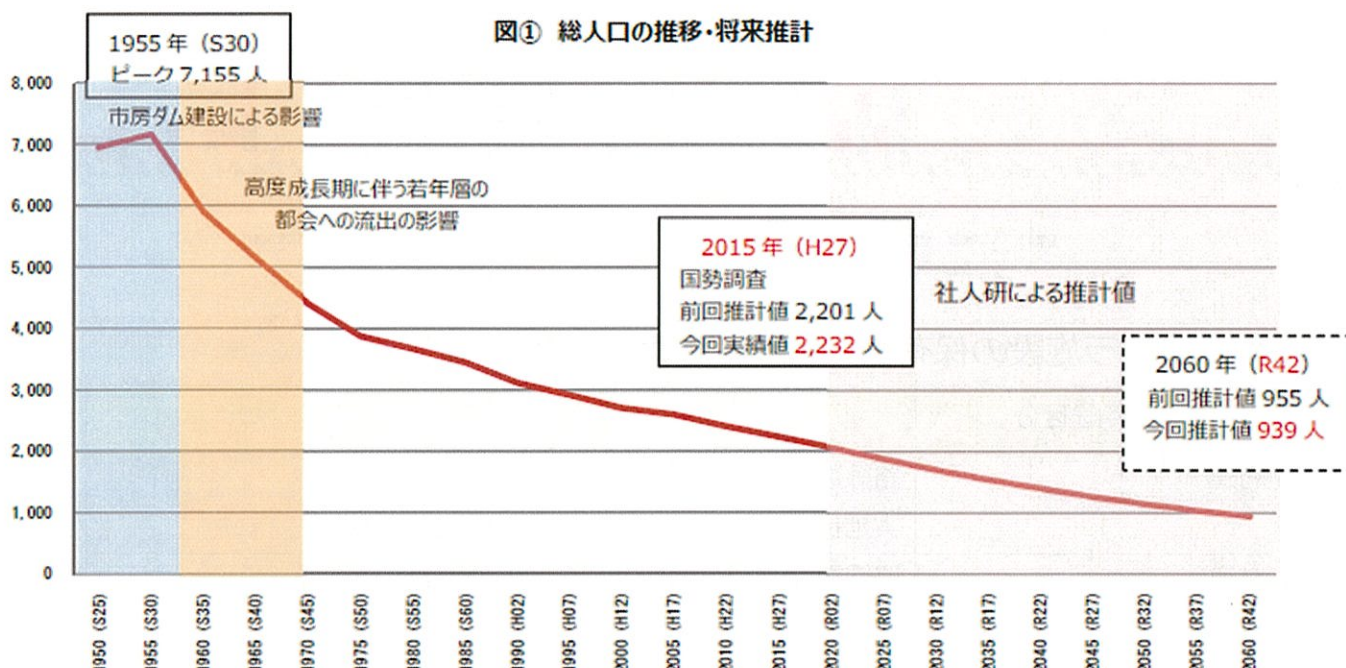
施設用途区分	数量	
村道	路線数	1 8 7 路線
	実延長	1 4 5.8 km
林道	路線数	2 7 路線
	実延長	1 1 8.9 km
橋りょう	橋りょう数	1 2 2 箇所
	延長	1.9 km
簡易水道施設	導水管延長	4.9 km
	送水管延長	0.9 km
	配水管延長	2 8.2 km
	浄水場設置数	7 箇所
	配水池設置数	8 箇所
特定環境保全公共下水道施設	下水管布設延長	1 5 km
	ポンプ場数	5 箇所
農業集落排水施設	下水管布設延長	1 6 km
	終末処理場数	2 箇所
	ポンプ場数	2 2 箇所
林業集落排水施設	下水管布設延長	2 km
	終末処理場数	1 箇所
	ポンプ場数	4 箇所

3 総人口や年代別人口についての今後の見通し

(1) 総人口の推移

平成 27 年 10 月 1 日現在の本村の人口（国勢調査時）は、2,232 人で、平成 22 年の国勢調査時 2,405 人から、▲173 人（約▲7.2%）減少しています。

今後の見通しとしては、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という）での推計では、令和 22 年で 1,395 人、令和 42 年で 939 人と、さらに人口減少が進むことが予想されます。



- ・ 2015 (H27) 年までは「国勢調査」（総務省）により作成
- ・ 2020 (R2) 年以降は「日本の地域別将来推計人口」（社人研）より作成

(2) 年齢3区分別人口の推移

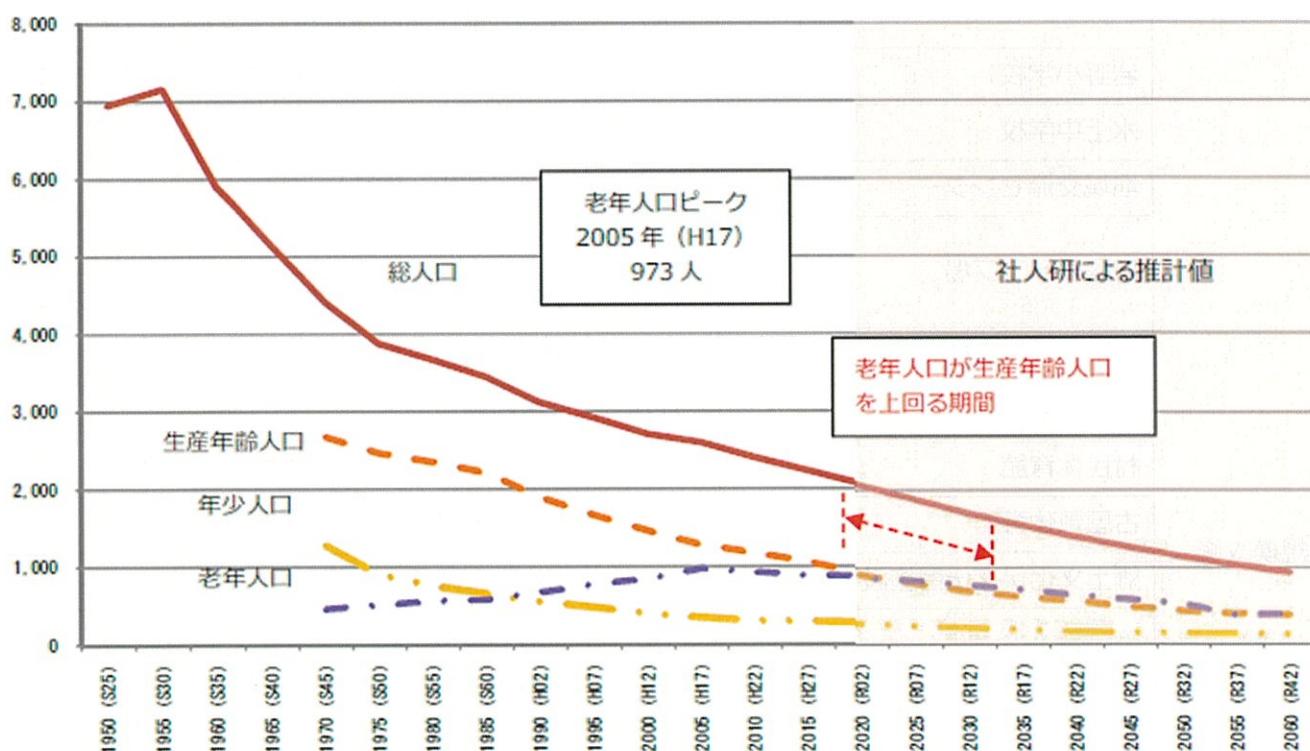
平成 27 年 3 月 31 日現在の本村の人口 2,369 人（住民基本台帳人口）を年齢 3 区分別にみると、年少人口（0～14 歳）は 305 人（人口に対する割合 12.9%）、生産年齢人口（15～64 歳）は 1,161 人（人口に対する割合 49.0%）、老年人口（65 歳以上）は 903 人です。

国勢調査における年齢 3 区分別人口の推移で見ますと、年少人口は平成 2 年に老年人口を下回りました。

一方、老年人口は、生産年齢人口が順次老年期に入り、また、平均寿命が伸びたことから、平成 17 年にピークを迎え、その後に減少に転じています。

しかしながら、社人研の推計によると令和 7 年頃から老年人口が生産年齢人口を上回り、その期間が 15 年ほど続くことが予想されます。

図② 年齢3区分別人口の推移



- ・ 2015 (H27) 年までは「国勢調査」(総務省) により作成
- ・ 2020 (R2) 年以降は「日本の地域別将来推計人口」(社人研) より作成

4 公共施設等に関するこれまでの経過

(1) 過去に行った対策の実績（公共建築物）

平成 28 年 4 月以降に公共施設マネジメントとして実施した対策の実績は以下の通りです。

対策の種類	対象施設	年度	内容
長寿命化改修	公営住宅石原団地	H28	長寿命化改修(外壁)
	公営住宅堂山団地	H28	長寿命化改修(外壁)
	公営住宅北目第 2 団地	H29	長寿命化改修(外壁)
	ダム水景施設	H28	物産館屋根の塗装
	湯山元湯温泉施設	H28	屋根の塗装
	農産物処理加工施設 山の幸館	R1	高圧受電設備の交換
大規模改修	湯山小学校	H29	外壁の改修（防水）、空調・トイレの改修
		R2	校舎外壁・屋内運動場外壁の改修（防水）
	岩野小学校	R1	特別教室棟の外壁改修、空調・トイレの改修
	水上中学校	R1	トイレの改修
	地域交流センター	H28	外壁（防水・塗装）改修
	市房キャンプ場	H28	ウッドテラスの整備
		H29	ケビン白妙の屋根改修及び転落防止柵の設置
	湯山元湯温泉施設	H30	給湯ボイラー施設改修
	宮田公民館	H28	床下改修
	村民体育館	H30	照明 LED 化、トイレ洋式化の改修
	古屋敷体育館	H30	耐震補強工事
	郷土文化保存伝習施設	H29	白水神楽殿回廊改修
	岩野保育所	R2	照明 LED 改修
		R3	屋根改修及び増築
	湯山保育所	R2	照明 LED 改修
	一般住宅岩野覚井団地	H30	室内改修
	水上スカイヴィレッジ	H29	施設内に排水側溝等を整備
		H29	更衣棟に暴風カーテンを設置
		H29	施設内にロープ策を設置
		H29	凍結防止ヒーターを設置
		H29	敷地内に新たにトイレを整備
		H30	アイシングプール及びベンチの設置

対策の種類	対象施設	年度	内容
民間活用 (民営化、指定 管理等)	ダム水景施設	H28～ R2	施設の指定管理委託
	市房キャンプ場	H28～ R2	施設の指定管理委託
	湯山元湯温泉施設	H28～ R2	施設の指定管理委託
	市房ダムカヌー館 あめんぼー 館	H28～ R2	施設の指定管理委託
	農産物処理加工施設 山の幸館	H28～ R2	施設の指定管理委託
	高齢者生活福祉センター 桜寿 苑	H28～ R2	施設の指定管理委託
	水上スカイヴィレッジ	H29～ R2	施設の指定管理委託
ユニバーサル デザイン化	水上村役場	R2～	庁舎にエレベーターを設置
	湯山小学校	R1	バリアフリー化（スロープ）
	カントリーパーク	R1	トイレの洋式化
	祭広場	R2	トイレ(運動広場側)の洋式化
	ダム水景施設	H29	トイレの洋式化
	せせらぎ水辺公園	R1	トイレの洋式化
	白水公園	R1	トイレの洋式化
	水上スカイヴィレッジ	H29	トイレの洋式化
その他	水上中学校	R2	校内 LAN 整備
	農林業生産施設	H28	一部をジビエ加工処理施設に整備
		H30	トイレ（洋式）を整備
	岩野保育所	H30	空調改修
		R1	調理室床改修
	水上歯科医院	H30	空調・LED 化改修
	保健センター	H29～ H30	空調改修

(2) 施設保有量の推移（公共建築物）

平成 27 年度から令和 2 年度にかけての施設保有量の推移は、以下の通りです。

スポーツ・レクリエーション系施設が大幅に増加していますが、これは固定資産台帳の精査・見直しに伴い、市房キャンプ場の建物延床面積が変更となったことが影響しています。

類型区分	施設用途区分	H27 延床面積 (㎡)	R2 延床面積 (㎡)	増減(㎡)
公共建築物	村民文化系施設	5,451.52	4,507.12	-944.40
	社会教育系施設	160.90	160.90	0.00
	スポーツ・レクリエーション系施設	2,288.07	5,264.50	2,976.43
	産業系施設	1,705.76	1,705.76	0.00
	学校教育系施設	12,332.00	12,079.20	-252.80
	子育て支援施設	1,085.00	1,085.00	0.00
	保健・福祉施設	1,621.53	1,621.53	0.00
	医療施設	268.00	268.00	0.00
	行政系施設	3,694.84	3,690.11	-4.73
	公営住宅	8,185.79	8,345.96	160.17
	公園	739.01	739.01	0.00
	その他	276.27	276.27	0.00
	合計	37,808.69	39,743.36	1,934.67

(3) 有形固定資産減価償却率の推移（一般会計等）

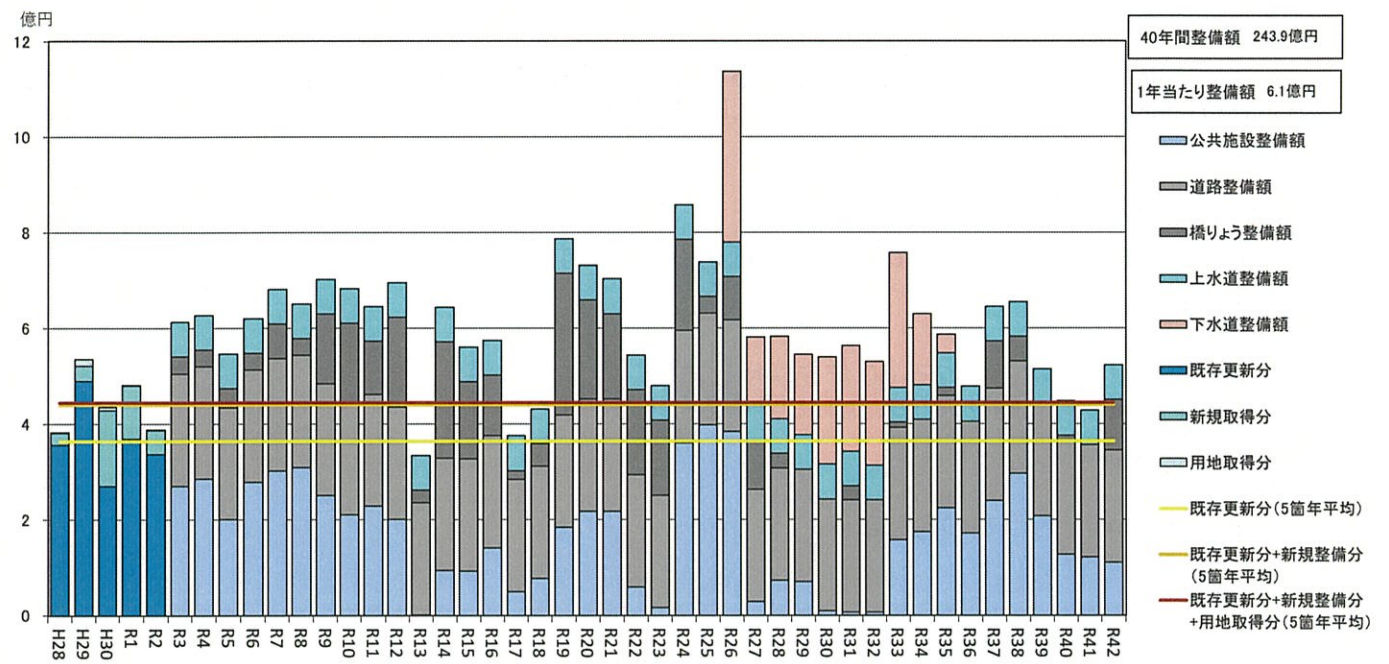
有形固定資産減価償却率は、保有している有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することが可能となります。本村の一般会計等有形固定資産減価償却率は、類似団体と比較して低くなっていますが、平成 27 年度以降増加傾向にあり、施設の適正配置も含め、老朽化した施設の更新の判断を早めに検討していく必要があります。また、平成 28 年度に一時的に有形固定資産減価償却率が減少していますが、これは水上スカイヴィレッジ整備事業により、クロスカントリー施設を整備したことが主な要因となっています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
水上村	54.3%	51.2%	54.7%	55.7%	56.3%
類似団体平均	54.2%	56.3%	57.6%	58.8%	59.5%

5 将来の更新費用の見通し

(1) 公共施設等全体の更新費用の試算結果

本村が所有する公共施設及びインフラ施設の更新費用について、すべて大規模改修を実施し、現状維持のまま建替えを行った場合、今後 40 年間で約 243.9 億円かかり、毎年約 6.1 億円かかる試算となりました。直近 5 年（平成 28 年度から令和 2 年度）平均の投資的経費は約 4.4 億円となっており、約 1.7 億円不足している状態です。



公共建築物とインフラ施設の更新費用推計額と確保可能予算額

	公共建築物	インフラ施設	合計
更新費用（40 年間平均）	1.7 億円	4.4 億円	6.1 億円
確保可能予算額（年平均）	-	-	4.4 億円
不足分額（年平均）	-	-	1.7 億円

更新費用のシミュレーション条件

- 更新費用の推計額

一般財源負担見込み額を把握することが困難であるため、事業費ベースでの計算とします。

- 計算方法

耐用年数経過後に現在と同じ延床面積等で更新すると仮定して計算します。
延床面積×更新単価

- 更新単価

すでに更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価を基に用途別に設定された単価を使用します。また、建替えに伴う解体、仮移転費用、設計料等については含むものとして想定しています。

- 大規模改修単価

建替えの6割と想定し、この想定単価を設定します。

- 耐用年数

標準的な耐用年数とされる60年を採用します。
※日本建築学会「建物の耐久計画に関する考え方」より

- 大規模改修

建設後30年で行うものとして計算します。

- 地域格差

地域差は考慮しないものとして計算します。

- 経過年数が築31年以上築50年までのもの

今後10年間で均等に大規模改修を行うものとして計算します。

- 経過年数が築51年以上のもの

建替え時期が近い、大規模改修は行わずに築60年を経た年度に建替えるものとして計算します。

- 耐用年数が超過しているもの

今後10年間で均等に更新するものとして計算します。

- 建替え期間

設計、施工と複数年度にわたり費用がかかることを考慮し、建替え期間を3年間として計算します。

- 修繕期間

設計、施工と複数年度にわたり費用がかかることを考慮し、修繕期間を2年間として計算します。

更新費用のシミュレーション 更新単価

施設用途区分	大規模改修単価	建替え単価
村民文化系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
社会教育系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
産業系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
学校教育系施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
子育て支援施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
保健・福祉施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
医療施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
行政系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
公営住宅	17 万円/㎡	28 万円/㎡
公園	17 万円/㎡	33 万円/㎡
その他	20 万円/㎡	36 万円/㎡

施設用途区分	更新年数	更新単価
道路	15 年	4,700 円/㎡
橋梁（RC、PC、石、木橋）	60 年	425 千円/㎡
橋梁（鋼橋）	60 年	500 千円/㎡
上水道（導水管・送水管） ～300mm 未満	40 年	100 千円/㎡
上水道（配水管） ～150mm 以下	40 年	97 千円/㎡
上水道（配水管） ～200mm 以下	40 年	100 千円/㎡
下水道 ～250mm 以下	50 年	61 千円/㎡

（２）対策の効果額の算定

個別施設計画に基づいて更新等の取組みを行う場合の効果額を算定します。効果額は個別施設計画（長寿命化計画等）の計画期間の平成 29 年度から令和 8 年度の 10 年間について、普通会計と公営事業会計に区分して算定します。

① 効果額の算定方法

（ア）建築物

公共建築物の更新費用の試算結果で示したシミュレーション（以下、「単純更新」という。）と、個別施設計画で算定された更新費用等の比較により算定します。

（イ）インフラ施設

インフラ施設についても、建築物と同様に、更新費用の試算結果で示したシミュレーションを単純更新の費用とし、各個別施設計画の更新費用等との比較により算定しています。ただし、村道などの一部のインフラ施設については、令和 3 年度以降の更新費用等が示されていないため、令和 3 年度から令和 8 年度までは単純更新による費用を個別施設計画の費用として算定しています。

② 10 年間（平成 29 年度 ～ 令和 8 年度まで）の効果額

普通会計及び公営事業会計全体の計画当初 10 年間（平成 29 年度から令和 8 年度まで）の個別施設計画やインフラ個別施設計画に基づく効果額は、全体で約 15.6 億円です。なお、現在、維持管理・更新等に要している経費は直近 5 か年平均で合計約 16.8 億円となっています。

（単位：百万円）

		単純更新	個別施設 計画	効果額	現在要している 経費 (過去 5 年平均)
普通会計	建築物	1,720	1,024	696	438
	インフラ施設	3,160	2,902	258	1,096
公営事業会計	建築物	0	0	0	0
	インフラ施設	1,210	609	601	147
建築物計		1,720	1,024	696	147
インフラ施設計		4,370	3,511	859	1,243
合計		6,090	4,535	1,555	1,681

③ 公共施設等更新に伴う財源について

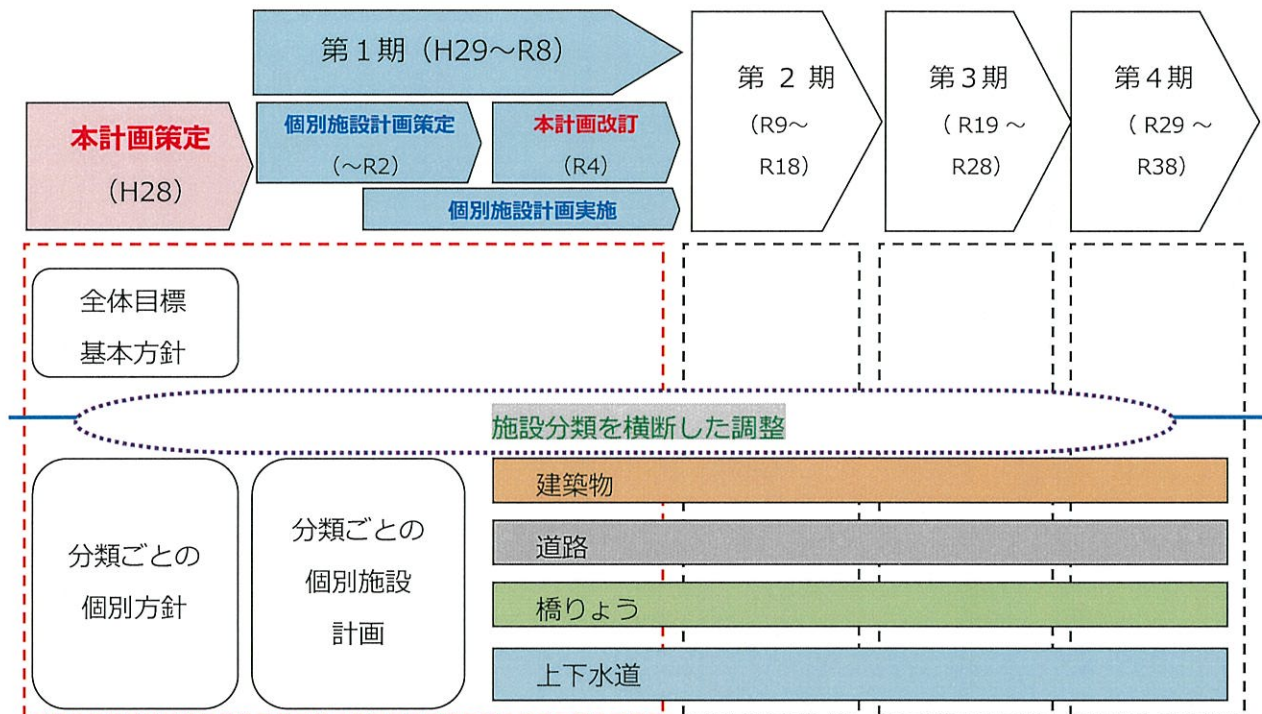
更新が必要な施設や設備について、将来の負担を軽減するため、財源確保対策として以下のような基金の積み立てや有利な起債、国県の補助の獲得を目指していきます。

- ・ 公共施設整備基金
- ・ 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債
- ・ 公共施設等適正管理推進事業債
- ・ 学校教育施設等整備事業債
- ・ 一般補助施設整備等事業債
- ・ 緊急防災・減災事業債
- ・ 公共事業等債
- ・ 水道事業債
- ・ 下水道事業債
- ・ 社会資本整備総合交付金
- ・ 学校施設環境改善交付金
- ・ スポーツ振興くじ助成事業
- ・ 料金収入（公営企業における）

Ⅲ.公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 計画策定年度、改訂年度及び計画期間

本計画は、公共施設の寿命が数十年に及び、中長期的な視点が不可欠であることから、平成 28 年度から令和 38 年度までの 41 年間の将来推計に基づき策定しました。計画期間については、策定作業に充てた平成 28 年度を除いた、平成 29 年度から令和 38 年度までの 40 年間を計画期間とします。また、当初の平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年間を第 1 期として、以後 10 年間ごとに第 2 期～第 4 期に分け、具体的なアクションプランを策定します。



2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

施設の各部門を横断的に管理し、施設を効率的に維持管理する目的で、村長をトップとした全庁的な取組体制を構築します。施設情報の一元管理においては、庁内の施設マネジメントシステムを活用し、関係部局との共有化を図ります。

3 現状や課題に対する基本認識

(1) 施設の老朽化

公共建築物のうち、大規模改修が必要とされる築 30 年を経過した建物が 17.6%を占めています。今後、老朽化した施設の安全性や品質を保つために大規模な改修や更新が必要となりますが、特に、学校教育施設や公営住宅は数量も多く、古い施設が多いため、改修や更新の時期が集中することが懸念されます。

(2) 財源の不足

公共建築物、インフラ施設すべての公共施設の更新費用を試算した結果、今後 40 年間で 243.9 億円（年平均 6.1 億円）かかることが分かりました。

過去 5 力年の投資的経費の平均値を確保可能な予算額とした場合、確保可能予算額が約 4.4 億円になり、毎年 1.7 億円不足することになります。そのため、将来の人口や財政の規模にあった公共施設の適正化（適正量、適正配置）を行い、維持管理費用や更新費用等の削減を図る必要があります。

(3) 村民ニーズの変化

高齢化のさらなる進行と若年層の流出による人口減少が顕著ななか、人口構成の変化や多様化する村民ニーズに応じた公共施設のあり方を考えていく必要があります。

4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

- ・日常点検では、建物の劣化及び機能低下を防ぎ、建物をいつまでも安全で快適な状態で使うための総合的な管理運営や実際の点検・保守・整備などの業務を行います。
- ・現況把握のための施設診断では、施設の安全性、耐久性、不具合性および適法性等について、簡易な診断を実施します。
- ・耐震診断、劣化診断、衛生・空気質診断などなど既往の診断があるものはそのデータを利用します。
- ・診断は、経年的な施設の状況を把握するため、定期的に行うことが望ましく、その記録を集積・蓄積して計画的な保全に活用します。
- ・公共施設の主要な全施設について、施設毎に評価を行い施設の課題と優先度を判断します。

(2) 維持管理・更新等の実施方針

- ・維持管理および修繕を自主的に管理し、計画的・効率的に行うことによって、維持管理費・修繕費を平準化し、建物に掛かるトータルコストを縮減します。
- ・更新する場合は、まちづくりとの整合性を保ち公共施設のコンパクト化や効率化の観点から、土地や建物について、単独更新以外の統合や複合化について検討を行います。
- ・更新・改修の方針については、統合や廃止の推進方針と整合性を図ります。

(3) 安全確保の実施方針

- ・危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。(ただし総合的な判断により改修せずに供用廃止を検討する場合があります。)
- ・点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等や老朽化等により供用廃止され、かつ今後も利用見込みのない公共施設等については、順次取壊しを行います。

(4) 耐震化の実施方針

- ・旧耐震基準により建設された施設や、被災時に影響が大きい施設の耐震化を重点的に行います。

(5) 長寿命化の実施方針

- ・診断と改善に重点を置いた総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。
- ・建替周期は大規模改修工事を経て60年とし、その時点で診断を行い更に使用が可能であれば長寿命改修工事を行って80年まで長期使用しコストを削減することも検討します。

（６）ユニバーサルデザイン化の推進方針

・「ユニバーサルデザイン２０２０行動計画」（平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）における考え方等を踏まえ、公共施設等の計画的な改修等によるユニバーサルデザイン化の推進を図ります。

（７）脱炭素化の推進方針

・地球温暖化対策計画（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）及び水上村地球温暖化対策実行計画の内容を踏まえ、公共施設におけるエネルギー使用料が大きい設備や機器の洗い出しと更新の検討、再生可能エネルギー（太陽光発電発電設備など）の設置検討などに取り組みます。

（８）統合や廃止の推進方針

・施設の性能や活用度等によって施設を診断し、継続使用、改善使用、用途廃止、施設廃止の 4 つの段階に評価し、診断結果は、施設の統廃合及び供用廃止の判断材料とします。

・種々の公共施設コンパクト化の施策について住民、議会等と協議しながら検討します。

診断結果と取組の方向性

診断結果	取組の方向性	
	施設面	ソフト面（検討項目）
継続使用	・長期修繕計画の策定	・効果的かつ効率的な運用を検討
	・計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施	・それに伴う改善策を検討
改善使用	・長期修繕計画の策定 ・計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施 ・建替更新時の規模縮小の検討 ・多用途との複合化など、施設の有効活用の検討 ・PPP の活用等による用途変更	・利用者増加など、利用状況改善に向けた改革等を検討 ・利用者ニーズを踏まえ、提供するサービスの充実や取捨選択を検討 ・運用の合理化を検討
用途廃止	・空いた施設の利活用(多用途への変更、民間への貸与等)の検討	・用途廃止の代わりに、類似民間施設への移転（サービス転化）等を検討
施設廃止	・施設廃止後は、建物解体	・類似施設への統合を検討
	・施設廃止に伴う跡地は原則売却	・他施設との複合化を検討 ・用途廃止の代わりに、類似民間施設への移転（サービス転化）等を検討

（９）数値目標

・本計画期間において、人口減少や住民ニーズの変化を踏まえ未利用施設の統廃合等を行い、公共建築物の延床面積を 10%程度削減します。

・公共施設の維持管理費について、空調や照明等へ省エネルギー機器を導入し、維持管理に関する経費を 10%程度削減します。

（１０）地方公会計（固定資産台帳等）の活用

・地方公会計（固定資産台帳等）の活用として、点検・診断や維持管理・更新等の履歴など公共施設マネジメントに資する情報を固定資産台帳に追加するなど、公共施設マネジメントに資する情報と固定資産台帳の情報を紐付けることにより、保有する公共施設等の情報の管理を効率的に行います。

（１１）保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

・公共建築物の統廃合により見直すこととなった土地建物については、売却処分や他用途へ転換を図るものとします。

・未利用財産については、将来活用する見込みの有無を判断し、効率的かつ効果的な処分について、民間等の活用を含めその手法を検討します。

・なお、村内の各種団体が村保有の施設を使用して事務所等を設置している場合において、普通財産の場合は賃貸借などの契約をし、行政財産の場合は目的外使用の使用許可の手続きを行い、有償で貸し付けることを基本とします。

（１２）広域連携

・人口減少や高齢化等の影響により各市町村が厳しい財政事情を抱える中、行政課題に効率的かつ効果的に対応するためには、今後さらに近隣市町村や関係自治体との連携が必要になります。公共施設等に対する多様なニーズに対応し、効率的な行政サービスを実現できるよう、施設の相互利用等、様々な手法について検討します。

（１３）地方公共団体における各種計画及び国管理施設との連携

・水上村過疎地域持続的発展計画において、本計画との整合性を図りながら、関連する公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するとともに、過疎対策に必要となる事業を適切に実施することとします。

（１４）総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

・公共施設等の更新や統廃合の事業化の際に、その利活用方針や優先順位の決定について、部門横断的な組織体において協議、決定する仕組みを構築します。

・職員ひとりひとりが公共施設等の現状や経営的視点に立った総量適正化、維持管理への理解を深めるため、研修会の開催等により庁内の公共施設マネジメント意識の共有を図ります。

５ PDCA サイクルの推進方針

計画については、所管部局において進行管理・マネジメントを行います。10年間の期ごとにローリングするとともに、歳入・歳出額の変動や扶助費等の増大、更新費用試算条件の変更などの場合に、適宜見直しを行います。

Ⅳ.施設類型別ごとの管理に関する基本的な方針

（１）村民文化系施設

村民文化系施設については、適切に維持管理し延命化を図るとともに、余剰スペースがある場合には他の公共施設の機能移転等を検討し、施設の有効活用や村民の利便性の向上を図ります。

（２）学校教育系施設

学校教育系施設については、義務教育学校への移行に伴う施設規模の適正化を図り、必要不可欠な施設は老朽化状況等を考慮した上で、適切な維持管理を行っていきます。

学校として利用が見込めない場合等は、用途転換を含めた施設の活用を検討していきます。

（３）スポーツ・レクリエーション系施設

スポーツ・レクリエーション系施設については、施設の利用状況を踏まえ、財政状況、及び地域の実情等を考慮した上で、施設数の適正化を図ります。

施設の定期的な点検を行い、老朽化が著しい施設については、利用状況や、代替機能の可能性などを勘案し、建替時にはサイズを縮小するなど総量圧縮につなげます。

（４）産業系施設

産業系施設については、定期点検等を実施し、機能保全により長寿命化につなげます。また、施設の利用率向上の方法を検討し、施設の有効活用や村民の利便性の向上を図ります。

（５）子育て支援施設

子育て支援施設については、村内に村営の保育所しかなく必要不可欠であることから、今後も維持していくこととし、適切な維持管理を行います。しかしながら、人口減少・幼児数減少に伴い、将来的には統廃合も含めて施設のあり方を検討していく必要があります。

（７）医療施設

医療施設については、今後も維持していくこととし、適切な維持管理を行います。しかしながら、人口減少に伴い、施設のあり方を検討していく必要があります。

（８）行政系施設

行政系施設については、行政運営において必要不可欠であることから、適切に維持管理し、長寿命化を図ります。老朽化が著しい施設は必要に応じて大規模改修や更新を行い、施設の安全確保と村民の利便性の向上を図ります。

（９）公営住宅

公営住宅については、老朽化が進んでいる住宅については、用途廃止し、順次取り壊しを進めていきます。今後は一般空き家を利用できる場合には利用し、公有財産としての保有量は減らしていくものとしています。

（１０）公園

公園施設については、施設の利用状況や財政状況、地域の実情等を考慮したうえで、必要な施設は改修や建替えを行います。

（１１）その他

その他の施設については、必要に応じて改修や建替えを行い、適切に維持管理していきます。

（１２）インフラ施設

生活に必要不可欠なインフラ施設は、可能な限り長寿命化を図るとともに、計画的、効率的な改修・更新を行っていきます。予防保全の考え方を重視した維持修繕により、将来の更新コストの低減と、財政負担の平準化を図っていきます。